

## 権利のための申告闘争！

### 三 木 義 一

私の生活の目標は家庭内平和であり、そのための手段は確定申告闘争である。課税により生活が侵害されないように抵抗しなければならない限り——世界が滅びるまでその必要はなくならないが、——私の生活にとって申告闘争が不要になることはない。作家、芸能人、政治家、副収入のある大学教員にとっては、それぞれの生活の中心課題が申告闘争なのである。

世界中のすべての生活は闇い取られものである。重要な生活資産は、すべてまずこれを奪おうとする者から闇い取られねばならなかつた。だからこ

そ、片手に私の給与をおさえるためのキャッシュカードを握っている正義の女房は、もう一方の手で私の原稿料を確かめるために申告書を握るのである。二つの要素は表裏一体をなすべきものであり、正義の女房がキャッシュカードから引き出す力と、私が申告書を操る技とのバランスがとれている場合にのみ、完全な家庭内平和に満ちた生活がもたらされるのである。

\* \* \*

しかし、申告書を操ろうにも、給与は、双面神（ヤーヌス）にはかならない。それはある人ひとには一方の顔だけを、別の人ひとにはもう一つの顔だ

けを見せるのであり、したがつてそれが受けとめるヤーヌス像はまったく異なるものとなる。漫画家トップの原稿料が一枚一〇万円といわれているに對して、人文系学術専門誌の原稿料は極端に安い。いや、無に等しい。しかも、私が研究生活を始めた当時とほとんど変わらず、その実質価値は下落の一途である。本誌原稿料もその水準であり、本来はがつくりと力が抜けるのだが、読者には大学の研究者が多いとささやかれ、手を抜くわけにもいかず、私の鬭争心も微妙な緊張関係のなかで書かされている。

しかし、それぞれの原稿料の推移は諸国民の絶えざる鬭争の結果に過ぎない。需給関係を冷静に考察し、学術誌の売れ行き、漫画本の販売動向を比較すれば、至極当然の結果でもあるのである。さうに、通常の研究者は給与という収入があり、原稿料は副次的収入で

ある。しかも、学術誌に掲載されることは名誉であり、お金の問題ではないという意識を植えつけられ、権利意識のきわめて希薄な者が多く、学術出版社がそこを巧みについて闘争してきた結果である。

確かに、需給関係を基礎に考えるべく、平均読者が一・五人（本人と校正者）といわれている紀要掲載の難解学術論文で原稿料を取得する行為は、經濟的合理性を著しく欠いた不合理な行為に見える。しかし、もともとはこの制度も教員の鬭争が生みだした、經濟的合理性に満ちた行為だったのである。

すなわち、大学教員の原稿料は特殊なケースを除き、「雑所得」に分類される。内容が「雑」だからだ、という一部の噂は無視してほしい。雑所得も、昭和四三年まで収入金額と必要経費の差額がマイナスである場合には、

ほかの所得との相殺が可能であった。

この権利行使するのが大学教員にとっての義務でもあった。私の申告書には紀要原稿料合計一〇〇〇円の収入金額から、紀要執筆のための調査旅費、事務費、交際費等々が控除され、多額の赤字が常に計上され、給与所得と相殺できたのである。もちろん、調査地は事前に紀要原稿の内容と整合させていたから、東野圭吾氏の「超・税金対策殺人事件」（東野圭吾『超・殺人事』新潮文庫・所収）に登場する作家のように、取材費として申告するために小説の事件現場を旭川からハワイ・アラスカへと次々に変えるようなことはなかった。その結果、源泉徴収された一部が還付され、正義の女房がそれを見て微笑み、私の家庭内平和がもたらされたのである。

しかるに、われわれ以上にこの権利を行使した国民階層がいたのである。

誰であろう？ そう、あの政治家である。国家権力が政治家の政治資金收入に課税の手を伸ばしたときに、彼らは政治活動のありとあらゆるものが必要経費として控除し、多額の赤字を出して、歳費の源泉分まで還付せしめたのである。この闘争の結果、国家権力も規制を強化し、雑所得については必要経費を収入以上に控除できないこととし、現行法となってしまったのである。およそ制度は、諸国民の闘争の結果なのである。

\* \* \*

他方、赤字になるほどの経費のない研究者は概算経費率の適用を巡り果敢な闘争を行った。その結果、昭和三十二年に全国大学教授会連合会と国税庁との間で休戦協定が成立し、国家権力は通常の概算経費率が三〇%のところを、教員の原稿料の場合には四四%まで

は認めるという通達を発遣したのであった。それからしばらくは、実務上この取扱が行われてきたが、教員の関心が科研費の分捕り合戦に移つたために、事実上廃止されてしまった。「額に汗して汝のパンを摑れ」という命題と同様に、「闘争において汝の権利を見い出せ」という命題もやはり真実なのである。

その後、この権利を復活せしめんと、某教員がある学術誌にこの通達の存在と四四%申告を促すものを書いたため（三木義一「科学者と税金」『日本科学者』一九八三年三月号）、課税の現場でいろいろトラブルが発生した。某教員宅には国家権力から「先生、困りますよ、こういう昔の取扱いを書いたら」という電話もあったと聞く。本人は今戦っていることを実感したと言いつつ、すぐやめてしまったようだ。そして、この闘争も、国家権

は申告においては経費も実額申告をされた。それからしばらくは、実務上この原則とする方針に転換したのにともない、急速に衰退し、今日に至っている。

かくして、今日において教員は原稿料を実際の経費額で控除するしかないのが原則である。闘争の中心課題は原稿料の必要経費の範囲に移つたのである。原稿料でも作家的収入となると雑所得ではなく、事業所得になり、収入から経費を引いたものがマイナスになればほかの所得と相殺できる。大学教員といえども、給与以外の収入が多額になればこの可能性があるのである。したがって、安い原稿料に甘んじてはいけないのである。その上で、経費の計上にも闘争が必要である。日本の場合は今なお私小説的なものが多いためか、日本の作家たちは「自分の生きていること 자체が取材であり、生活そのものが取材費である」と主張している

という。誠に崇高なる闘争心であり、心から敬意を表さねばならない。  
生涯を研究に捧げている私も、生活それ自体が調査であり、原稿料収入な



はい、どうでもいいけど、じやまなのよ！  
はい、どうして？

その生活そのものが必要経費なんだ！

そういうのだ。私の生活そのものが必要経費なんだ！

どをはるかに上回る生活費＝調査費を支出しているのである。この点については、正義の女房も同意見らしく「あなたたの存在自体社会のコストね」と、その費用性を肯定しているのである。

\* \* \*

自己の権利のための個人の闘争についての考察はこれをもつて終わる。私はこの闘争の歴史的経過をたどりながら論じてきた。すなわち、通常の原稿料もほかの所得と相殺できた時期、それが封じられた後行われた概算経費の割増控除を経て、今や多額の原稿

料収入を確保し、同時に多額の必要経費控除の道を拓くという正義の理念にまで達したのである。ここまで昇りつめてしまうと、官舎に家族以外の人を住まわせるなどの権利濫用どころか、実際に使用していない支出を計上するなどの違法な権利行使も懸念される。しかし、その場合には、更正処分による追徴、重加算税、延滞税、罰金、実刑もしくは実刑を避けるための贖罪寄附など、正義の女房が激怒し、年金離婚の原因となる事態が生じることを忘れてはならないのである。

#### 【参考文献】

イエーリング著／村上淳 訳『権利のための闘争』（岩波文庫）  
(みき・よしかず)  
立命館大学大学院法務研究科・法学部教授)